

お客様各位

オリックス・レンテック株式会社

レンタル物件／動産総合保険のご案内

【はじめに】

当社ではレンタル物件に、動産総合保険を付保しております。保険会社に保険事故として認められた場合、火災、盗難など多くの事故がてん補されますが、修理代が補償額を上回る保険事故の場合には、お客様に一部代金をご負担いただきます。（補償内容参照）あらかじめご了承ください。

また、お客様の故意または重過失による損害、紛失、置き忘れ等の事故や当社への通知義務違反など所定の手続きが行われなかった場合には、購入代価または修理代相当額を請求させていただきますので、併せてご了承ください。

【事故発生の際には】

事故が発生した場合には、速やかに下記事項を当社営業担当者にご連絡ください。火災や盗難の事故の場合には、下記書類が必要になります。事故処理を円滑に進める上で、お客様のご協力をお願いいたします。

<連絡事項>

- ①物件の資産番号
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因
- ④事故の損害程度

<必要な書類>

・火災事故

- ①被害報告書、②消防署の罹災証明、③物件写真、④修理費見積書

・盗難

- ①被害報告書、②盗難証明または盗難届出証明

・その他の事故

- ①被害報告書、②物件写真（被害状況のわかるもの）③修理見積書

※修理が不可能な場合は、修理業者より「修理不能証明書」を取得願います。

【動産総合保険の概要】

動産総合保険は、動産を対象として不測かつ突発的な事故によって生じた損害を補償の対象としております。保険が適用されるか否かは保険会社の判断によります。

（日本国内のみ。船上および水中での使用は動産総合保険の対象外。）

1. 保険会社に保険事故として認められ、保険適用された事例

- ・ 火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・輸送中の事故・取扱い上の不注意等
- ・ 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等）
- ・ 地震（地震、噴火、またはこれらによる津波）

※保険会社が事故の発生状況により都度判断しますので、保険適用が約束されるものではありません。

2. 保険会社に保険事故として認められず、保険適用されなかった事例

- ・ お客様の故意、重過失
- ・ 容易に予見できる事故への回避義務を怠った場合
- ・ 取り扱い上の不注意が、繰り返された場合
- ・ 戦争、暴動、その他事変、差し押さえ、没収、核燃料物質による損害
- ・ 保険の目的自体に内在する欠陥（瑕疵）に起因する損害
- ・ 自然の消耗、かび、さび、変質、変色、虫食い、ネズミ食い
- ・ 置き忘れ、紛失、万引き
- ・ 詐欺、横領
- ・ 保険の目的に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・ 電氣的・機械的事故および故障
（火災等が発生した場合や偶然な外来の事故の結果として発生した損害は除く）
- ・ 修理・清掃等の作業中における作業上の過失、技術の拙劣に起因する損害
- ・ 使用人の不正使用
- ・ 海外における事故
- ・ 汚損、擦損、塗料の剥落等単なる外観の損傷で、機能上問題とならない損害
- ・ 真空管、ブラウン管、電球その他これらに類似の管球類

【補償内容】

補償金額

- ・ 全損時：購入代価相当額
- ・ 分損時：修理代相当額（購入代価を上限とする）

【レンタル約款と保険との関係について】

お客様にはレンタル物件を、善良な管理者の注意をもって使用、保管頂きます（第8条）。なお、お客様がレンタル物件を滅失・毀損した場合、代替物件購入代価相当額または修理代相当額を当社に対して支払う義務が発生いたしますが（第9条）、当社が保険金を受領した場合、受取保険金の限度でその義務が免除されます（第12条）。

以上